



2025年5月30日

各 位

会 社 名 木 村 化 工 機 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 取締役会長兼取締役社長
小林 康眞
(コード番号 6378 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部門長 藤井 克祐
(TEL. 06-6488-2501)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2025年6月27日開催予定の第78期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部変更について

当社は、当社の業績と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2016年6月24日開催の第69期定時株主総会において上程し、承認可決されました。

当社は、上記定時株主総会に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、株価上昇に伴う制度の見直しとして、本株主総会において承認可決されることを条件に、本制度についてその内容を一部変更したうえで継続することといたします。

2. 本制度の概要

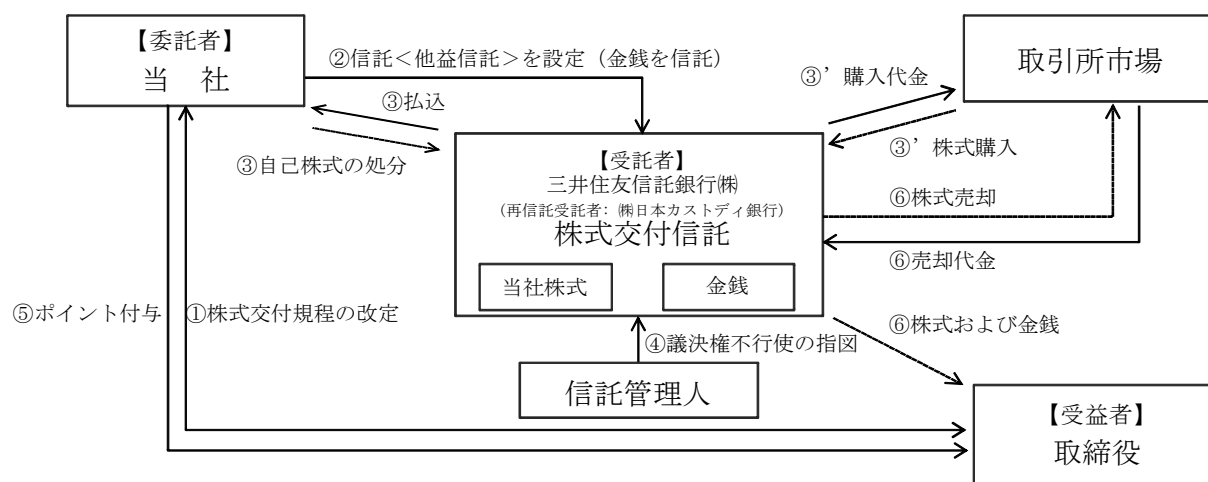
本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。
変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて2026年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期から2028年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期までの約3年間（以下「対象期間」という。）に在任する各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を改定します（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）。
- ② 当社は一定の要件を満たす取締役を受益者として2016年12月16日に設定済みである本信託につき、対象期間を延長することに伴い信託期間を延長し、延長した対象期間中に本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を追加拠出（追加信託）します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。
 なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
 なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。
 また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 本信託に対する金銭の信託

本株主総会で、本議案のご承認が得られることを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記(5)のとおり、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 対象期間および信託期間

変更後の本制度による株式報酬は、対象期間に在任する当社の取締役に対して支給します。

また、設定済みの本信託の信託期間を2028年8月末日（予定）までの約3年間延長します。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の再延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することとします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約3年間の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(6)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

ます。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり200,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する場合には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

す。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2016年12月16日
信託の期間 (延長後)	2016年12月16日～2028年8月末日（予定）
本信託に金銭 を追加信託する日	2025年11月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上